

# 治 癒 報 告 書

西東京市立

学校長 殿

病名 にともない、

月 日 ～ 月 日まで療養した結果

医師より登校許可がありましたので、

月 日より登校させます。

令和 年 月 日

学年・組・氏名

\_\_\_\_\_

保 護 者 名

\_\_\_\_\_

受診した病院名

\_\_\_\_\_

※市外の病院を受診したとき等、治癒証明書が発行されない場合は、保護者の方がこの用紙に記入し、学校へ提出してください。

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から2日を経過するまで
百日ぜき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（りんご病）	（発熱している場合）解熱後24時間を経過している。 発疹のみで全身状態が良ければ登校可
感染性（ウイルス性）胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可
RSウイルス感染症	発熱、咳等が安定し、全身状態が良ければ登校可
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
とびひ（伝染性膿痂疹）	患部が乾燥している。患部が露出していない・覆ってある。 （抗菌薬処方がある場合）抗菌薬の内服後24～48時間を経過している。 （発熱がある場合）解熱後24時間を経過している。
その他（ ）	